

監査告示第 12 号

令和元年12月24日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	仮	屋	秀一
同	菌	田	裕之

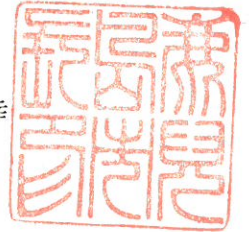
平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

病院 第 42 号  
令和元年11月22日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸



平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」



指摘事項等	担当局課名	措置
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>1. 経営計画等について</p> <p>(4) 指摘及び意見</p> <p>1) 「院内全体研修」の定義について (意見)</p> <p>経営計画におけるKPI（重要業績評価指標）の1つである「院内全体研修の開催数」について、「全体研修」の定義が存在しないため正確性に欠ける面がある。</p> <p>「全体研修」の定義を明確にし、適切な実績値の集計を図るべきである。</p> <p>(P41)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>「院内全体研修」については、院内の全職員又は医師、看護職員、医療技術職員及びその他の医療従事者の全職員を対象とした研修と定義した。</p> <p>平成30年度の実績値から、この定義に則り集計を行っている。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>2. 保険請求業務について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 長期保留分の報告について (意見)</p> <p>診療報酬請求保留分のうち長期にわたるものがあるが、月次報告上においては総額の件数・点数の報告にとどまっている。早期の把握と組織的対応をより一層図る観点から、発生年月・理由別に明示した形式を添付することが望ましい。</p> <p>(P48)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>発生年月・理由別の内訳を明示した「診療報酬明細書保留理由書」を作成した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>2. 保険請求業務について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 振込差額のうちの「調整額」について (意見)</p> <p>審査支払機関への請求額と入金額の差額（振込差額）</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>「調整額」は、審査支払機関のレセプト審査や返戻に時間を要するところから発生している。</p> <p>「調整額」については額が過大になっていないか毎月チ</p>

<p>のうち、明確に返戻か増減点に区分できない差額が存在する。この差額について「調整額」として報告上「返戻(入院)」に含めているが、別途管理し、多額の調整額が発生した場合、必要に応じて原因追究を行うことにより、保険請求事務の正確性、適正性を担保することが重要である。</p> <p>(P51)</p>		<p>チェックするとともに、これまで入院の返戻額にすべて含めていたものを、入院・外来各々の返戻・増減点の元々の点数で按分し、それぞれの額に含めるようにした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 2. 保険請求業務について (2) 指摘及び意見 3) 調定額算出過程での金額相違について (指摘) 審査支払機関への請求にかかる収入調定の金額に、表計算ソフトの数式誤りに起因する相違があった。表計算ソフトの使用においては、理論上の観点から再度チェックする、あるいは表計算ソフトに検算のための数式を入れるなどして、誤謬を未然に防止する工夫が必要である。</p> <p>(P54)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>使用している表計算ソフトの数式を修正して使用し、更に、検算のための数式も用いることで対応している。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 2. 保険請求業務について (2) 指摘及び意見 4) 年度末近くの返戻に係る会計処理について (意見) レセプト返戻時には収益の減額処理がなされるので、年度末近くにおいて返戻がなされた場合、結果として診療行為が行われたのに収益計上がなされないケースがある。このようなケースにおいても発生主義に基づき収益計上の対象とすべきである。</p> <p>(P56)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>平成30年度決算における当該ケースを調査した結果、病院事業収益に対し少額であったことと、毎年度、同額程度発生すると考えられることから、その金額に重要性がないと判断し、再請求を行った際に収益計上することとした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 2. 保険請求業務について (2) 指摘及び意見 5) 返戻に係る報告について (意見) 審査支払機関への請求に係る査定増減及び返戻の結果について、医事情報課が毎月集計し各部署へ文書配布しているが、毎月の各科(課・室)責任者会議や医事業務委託連絡会議においては査定増減のみが報告対象となっており、返戻は報告対象となっていない。返戻理由には診療内容や請求事務手続きに何らかの問題があったものも含まれていると思われることから、再発防止等の観点から返戻についても上記会議の報告対象とすべきである。</p> <p>(P57)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>毎月の各科(課・室)責任者会議や医事業務委託連絡会議において、返戻も報告対象とした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>各科等に対し、同種資産を複数購入する場合、備品選定委員会の審議の判断は合計額</p>



<p>1)同種資産の複数購入について (意見) 同じ部署において、同日に同種の機械を複数台購入したが、1台当たりの金額が基準未満であったため1台ごと別々に承認手続きを行い、備品選定委員会の審議を經ていないものがあった。緊急性によりやむを得ない面はあったものの、同委員会の趣旨たる経済性、合理性の観点からは本来同委員会で判断すべきであったものと考え。今後同様の例があった場合に備え、同種資産を複数購入する場合、備品選定委員会の審議の判断は合計額で行う旨を改めて周知することが必要である。 (P86)</p>		<p>で行う旨を改めて周知した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見 3) 剪定除草業務委託における業者選定について (意見) 剪定除草業務の見積り合わせにおける見積書徴取先が固定化しており、また最終的な受託者がすべての案件において特定の見積書徴取先となっている。見積書徴取先の選定に公平性を欠くと言わざるを得ない。毎年度見積書徴取先を入れ替える、見積書徴取先を増やす等の対策が必要である。 (P89)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>業者選定にあたっては、公平公正な執行のため、見積書徴取先を2者から3者に増やした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見 4) 業務報告書の確認について (意見) 受託業者からの業務報告書について、最終的に解決・完了していないことを示す「前月以前受付かつ当月未完了」がかなり古い分が残っている状況である。受託業者からの業務報告書の内容検討や、それに基づく対応が不足しており、業務報告書の意義が形骸化している状況であるため、今後は業務報告書の確認を徹底されたい。 (P90)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>業務報告書については、受託業者と当院で未完了案件の進捗状況について再点検を実施し、その結果、既に完了済の確認が取れたものについては、改めて業務報告書にて完了報告の確認を行った。 なお、未完了案件については、今後も随時相互確認を行い、未完了案件の早期解消に努めるとともに、業務報告書の確認を徹底し、適正な業務報告及び実務への反映を行うこととした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見 7) 委託契約金の設計について (意見) 常駐設備管理業務に係る夜勤者の人数について、委託契約金の設計の前提と実際の従事人数に相違があった。業務に支障がないのであれば、設計の前提を見直して業務の実態を反映すべきである。 (P96)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>夜勤者を含め、全体的な勤務実態を調査し、夜勤者数については、従事人数に、災害など不測の事態に備えた人員を加えた積算とし、勤務者数の見直しを図った。</p>

<p>第 4 部 指摘及び意見 5. 物品管理について (2) 指摘及び意見 2) 災害倉庫備品について (指摘) 無償で譲り受けた災害倉庫備品が存在しており、時価で評価すると単価が 1 万円以上 10 万円未満であることから消耗備品に該当するため物品出納簿に記録して管理する必要があるが、特段そうした処理は行われていない。 物品出納簿を作成の上、受け払いを記録する必要がある。  (P101)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>災害用物品受払簿を作成し、受け払いを記録することとした。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 1) 固定資産台帳に登録がないもの (指摘) 固定資産台帳に登録がない医療器械等が存在した。 内容、原因を調査の上、固定資産登録が必要なものについては対応する必要がある。  (P106)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>不用決定処理後に固定資産台帳から登録を削除した後も廃棄されていなかった器械 2 台のうち 1 台は廃棄し、もう 1 台は今後も引き続き使用する必要があることから、再度登録した。 廃止になった部署から引き継ぎをせず、固定資産台帳から漏れてしまった備品を改めて登録する予定だったが、故障したため廃棄した。 また、無償で譲り受けた備品(絵画)については、台帳に登録したところである。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 2) 医療器械等、消耗備品の表示について (意見) 備品表示紙の記載内容に不備があったり、劣化して判読できなかつたりしているものが存在した。 毎年 1 回の固定資産台帳と医療器械等の实地照合の時のみならず、そうした状況を発見した際には遅滞なく対応する必要がある。  (P107)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>各科等に対し、備品表示の内容に不備があったり、劣化して判読ができない場合は、速やかに経営管理課へ連絡するよう周知した。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 3) 他科に貸し出している医療器械等について (指摘) 固定資産台帳と医療器械等の实地照合結果である「固定資産報告書」において「他科に貸出している医療器械等」と「他科から借用している医療器械等」の合計数が不一致であるにもかかわらず特段、調査は実施されてい</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>固定資産報告書の書式を一部見直し、他科に貸出している医療器械等の数量と他科から借用している医療器械等の数量が一致するような体制を整えた。</p>



<p>ない。 原因を調査する体制を構築する必要がある。 (P109)</p>		
<p>第4部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 4) 他科に保管転換された医療器械等について (指摘) 固定資産台帳と医療器械等の実地照合結果である「固定資産報告書」において、「他科に保管転換された医療器械等」と「他科から保管転換された医療器械等」の合計数が不一致であるにもかかわらず特段、調査は実施されていない。 原因を調査する体制を構築する必要がある。 (P110)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>固定資産報告書の書式を一部見直し、他科に保管転換された数量と他科から保管転換された数量が一致するような体制を整えた。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 6) 土地建物等の実地照合未実施について (指摘) 土地建物等の実地照合が実施されたことがなく、また、実施しないことについて何らかの承認を得た形跡も存在しない。全件が固定資産台帳に登録されているかを確認したうえで、規程に基づく実地照合の実施が必要である。 (P112)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>土地建物等について、固定資産台帳の登録状況を確認のうえ、鹿児島市立病院固定資産管理規程に基づく実地照合を行い、確認した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計処理について (2) 指摘及び意見 1) 賞与引当金の計上方法について (指摘) 賞与引当金の計算が、決算書注記に規定されている計上方法に沿っていない。当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(4/6)を計上する必要がある。 (P119)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>平成30年度末に残高精算を行い、当年度末の支給見込み額で執行を行った。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計処理について (2) 指摘及び意見 2) 利息の計上方法について (意見) 損益計算書における受取利息、支払利息は現金主義で計上されており、発生主義である経過勘定の適用を行っていない。利息は原則として発生主義に基づく計上が求められるが、その金額に重要性がない限り、現状のように現金主義のままで計上する余地もある。 ただ、そのためには、重要性を判断するための試算とともに発生主義を適用しない判断に至る理由を明示し</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>平成30年度決算において、現金主義で計上した場合と発生主義で計上した場合を比較した結果、病院事業収益及び費用に対し少額であったことと、毎年度、同額程度発生すると考えられることから、その金額に重要性がないと判断し、現金主義で計上することとし、その比較資料を作成・保存することとした。</p>

<p>た根拠資料が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(P122)</p>		
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>7. 会計処理について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>3) 貸倒引当金の計上方法について</p> <p>(指摘)</p> <p>貸倒引当金の計算が、決算書注記に記載されている計上方法に沿っていない。</p> <p>患者が自己負担する医業未収金の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(P123)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>実績率により回収不能見込額を計上するように改めた。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>7. 会計処理について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>5) 固定資産の減損について</p> <p>(意見)</p> <p>平成26年4月1日より地方公営企業会計に減損会計が導入された。市立病院では減損会計についての方針や規程等を定めていないが、減損会計の適用を円滑に行う観点から、減損会計に関する方針や規程等を定めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(P129)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>平成31年3月に鹿児島市立病院減損会計基準を制定した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>8. 一般会計からの繰入金について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 共済追加費用に要する経費の重複計上について</p> <p>(意見)</p> <p>一般会計からの繰入金項目の1つである「共済追加費用に要する経費」に関して、他の繰入金項目と重複している部分があった。最終的な計算上は問題なかったものの、今後各繰入金項目の算定においては、重複計上を避けるため、収支差額の算定における給与費から共済組合追加費用を除外すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P134)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>平成30年度繰入金の算定分から重複部分を除外した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>8. 一般会計からの繰入金について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の重複計上について</p> <p>(意見)</p> <p>一般会計からの繰入金項目の1つである「医師及び看護師等の研究研修に要する経費」に関して、他の繰入金項目と重複している部分があった。最終的な計算上は問題なかったものの、今後各繰入金項目の算定においては、重複計上を避けるため、収支差額の算定において当該費用を除外すべきである。</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>平成30年度繰入金の算定分から重複部分を除外した。</p>

<p style="text-align: right;">(P136)</p> <p>第 4 部 指摘及び意見 9. 情報セキュリティについて (2) 指摘及び意見 1) 受託業者のユーザー ID の管理について (意見) 市立病院職員のユーザー ID については定期的なたな卸を実施しているが、医事業務受託業者の従事者のユーザー ID については未実施である。病院の基幹システムにアクセスできるという点では同等であるので、ユーザー ID の共有や削除漏れなどを防止するため、受託業者従事者についても定期的なたな卸を行うべきである。 (P139)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>医事業務受託業者の従事者ユーザー ID については、受託業者と協議のうえ、ユーザー ID の突合チェックを実施した。 今後も定期的に突合チェックを行い、ユーザー ID の共有や削除漏れがないよう適切な管理を実施していくこととした。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 9. 情報セキュリティについて (2) 指摘及び意見 2) 電算処理業務の「年間運営計画」に関する調査・審査権限について (意見) 電子計算機運営委員会が平成 24 年 6 月を最後に開催されていない。管理に支障がないのであれば、電算処理業務の年間運営計画を調査・審議する権限を委員会から統括情報セキュリティ責任者等へ委譲するなど、実務に即した形で電算規程の見直しを検討すべきである。 (P140)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>令和元年 8 月 21 日付けで鹿児島市立病院電子計算機管理運営規程の一部を改正し、実務に即した形での運用を行うよう見直しを行った。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 10. 病院モニターについて (2) 指摘及び意見 1) 病院モニター制度の活性化策について (意見) 病院モニターへの就任者が少ない状況である。モニターの人数が少なければ、それだけ多種多様な意見を吸い上げる機会や、市民への理解の機会を逃していることになる。 募集はなされているものの、市立病院ホームページに掲載されているモニター会議の情報が古いなど、改善の余地がある。病院モニターへの応募者を 1 人でも増やす方策の検討が必要である。 (P143)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>ホームページに掲載されているモニター会議の内容については、最新の情報に更新した。 病院モニターの応募者を増やすため、募集案内の院内掲示枚数を増やしたほか、市民のための医療フォーラムを開催した際に、モニター募集を案内するなどの取り組みを行った。</p>
<p>第 4 部 指摘及び意見 11. その他 (1) 指摘及び意見 1) 兼業許可申請書が存在しない兼業について (指摘) 医師の兼業許可申請書と派遣依頼書の提出の有無を検討したところ、許可申請書および派遣依頼書の確認ができないものがあつた。許可申請なく兼業を行うということは地方公務員法の趣旨を損なうこととなるため、関</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>兼業に係る周知文書を作成し、診療各科に配付した。 今後も定期的に配付を行い、周知徹底を図ることとした。</p>



係者（医師、製薬会社）に対し、兼業許可申請を適時・適切に実施するよう周知徹底する必要がある。

(P145)

係者（医師、製薬会社）に対し、兼業許可申請を適時・適切に実施するよう周知徹底する必要がある。 (P145)		
----------------------------------------------------------	--	--